

令和元年度

歳末たすけあい助成事業

応募の手引き



社会福祉法人三条市社会福祉協議会

1 歳末たすけあい助成事業とは？

今後の社会生活の環境変化に対応した地域におけるたすけあいの気運の醸成を図るため、歳末たすけあい募金配分金を活用し、支援を必要とする人を支える地域活動の促進を目的とした事業です。

2 助成の対象となる活動

団体等が、地域において支援を必要とする子ども、高齢者及び障がい者等の支援を目的に、年末年始特有の特別な仕様により行う支援活動、及び同様の仕様で障がい者施設が行う地域との交流活動等が助成の対象となります。

※ 団体等とは

ボランティア団体やグループ、サロン等の集いの場、自治会、地区PTAなどの地域における活動団体、任意のグループ、子ども食堂運営団体（社会福祉法人を除く団体、子ども食堂を通年実施している団体。）及びそれらが共同した団体。

※ 既存の催しの開催費用は対象外です。

3 事業実施期間

令和元年12月1日（日）から令和2年2月29日（土）までに行われる活動が対象となります。

4 助成額

(1) 団体等が行う一事業に対し、3万円を限度に助成します。ただし、食事に係る費用は、一人当たり500円を限度とします。

(2) 子ども食堂運営団体が行う事業に対し、子ども食堂1か所につき年間1回10万円を限度に助成します。

(3) 障がい者施設が行う地域との交流活動等に対し、1施設年間1回、基本額3万円に施設実利用者数に千円を乗じた額を加えた額を助成します。

5 助成の対象となる経費（対象となるものならないもの）

(1) 助成の対象となる経費

歳末たすけあい助成事業に直接要する経費

(2) 助成の対象とならない経費

ア 事務所等の維持管理に要する経費

イ 人件費・団体等の構成員への謝礼金

ウ 商品券・図書券などの金券

エ アルコール類

6 申請方法

募集期間中に必要な書類を社会福祉協議会に提出してください。

【募集期間】

令和元年7月1日(月)～9月20日(金)

※ これ以降は予算の範囲内で受付順に審査・決定を行いますので、ご相談ください。

7 申請の手続き

次の書類の提出をお願いします。

(1) 助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

※ 様式は当会ホームページからダウンロードできます。

8 助成決定と助成金の支払

助成の審査終了後、交付決定通知書(様式第3号)をお送りしますので、助成金請求書(様式第4号)の提出をお願いします。

なお、助成金は前払いです。

9 実績報告

活動終了後、次の書類を提出してください。

(1) 実績報告書(様式第5号)

(2) 収支決算書(様式第6号)

(3) 活動状況のわかる写真、新聞記事、チラシ等

※ ご提供いただいた写真は広報資料等に使用させていただく場合がございます。

10 助成額の返還

助成金受領後に、次のいずれかに該当したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還をお願いします。

(1) 助成金を使用しなかった、又はその支出額が予算と比べて著しく少なかったとき。

(2) 助成する目的以外に使用したとき。

(3) 事業を中止したとき。

11 主な事業例

(1) 団体等が行う事業

ア 外出のきっかけづくり

No.	事業内容（例）	助成対象経費（例）
1	地域のサロン活動に普段参加していない人の外出機会の創出を目的に、正月らしい内容のお楽しみ会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ代 ・会場費 ・食事に係る費用 ※一人当たり 500 円を限度 ※アルコール類は対象外 ・余興などの講師謝礼 ※スタッフへの謝礼等は対象外 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など） ・活動保険

イ 多世代交流

No.	事業内容（例）	助成対象経費（例）
1	地域の子ども達を誘い、多世代交流を目的とした昼食会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費 ・食事に係る費用 ※一人当たり 500 円を限度 ※アルコール類は対象外 ※スタッフへの謝礼等は対象外 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など） ・活動保険
2	子ども達が、なかなか体験することができなくなった昔ながらの遊びや行事を多世代交流を兼ね行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・会場費 ・講師謝礼 ※スタッフへの謝礼等は対象外 ・消耗品費（遊びの材料費、プレゼント代など） ・活動保険

ウ その他の事業

No.	事業内容（例）	助成対象経費（例）
1	高齢者のみ世帯などで玄関先の雪のけができず困っているお宅の除雪作業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪道具代、燃料代 ・ トラックなどのレンタル料金 ・ お茶、お弁当代 ※一人当たり 500 円を限度 ※アルコール類は対象外 ※スタッフへの謝礼等は対象外 ・ 活動保険
2	ボランティア団体が、障がい者との交流をとおして、仲間づくりや情報交換を目的に集いの会を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場費 ・ 食事に係る費用 ※一人当たり 500 円を限度 ※アルコール類は対象外 ・ 講師謝礼 ※スタッフへの謝礼等は対象外 ・ 消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など） ・ 活動保険

(2) 子ども食堂運営団体

No.	事業内容（例）	助成対象経費（例）
1	子ども食堂が、広く地域に呼び掛けて年末年始の特別な仕様により子ども食堂を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ代 ・ 会場費 ・ 食事に係る費用 ・ 余興などの講師謝礼 ・ 消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）

(3) 障がい者施設

No.	事業内容（例）	助成対象経費（例）
1	障がい者施設が、地域に案内をしていっしょに年末年始の催し物を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ代 ・ 会場費 ・ 食事に係る費用 ※アルコール類は対象外 ・ 余興などの講師謝礼 ・ 消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）

12 スケジュール

項目		日程
①	応募	令和元年7月1日（月）～ 9月20日（金）
②	審査・交付決定	令和元年10月上旬に助成金交付決定通知書を送付します。
③	請求書の提出	期日までに請求書をご提出ください。
④	助成金交付	令和元年10月下旬に助成金を交付します。
⑤	実績報告書及び 収支決算書の提出	全ての活動終了後、1か月以内にご提出ください。

13 問合せ・書類提出先

三条市社会福祉協議会 地域福祉係

〒955-0823 三条市東本成寺2-1

Tel : 0256-33-8511

Fax : 0256-33-3004

E-mail : sanjosyakyo-4@sanjo-syakyo.jp

URL : <http://sanjo-syakyo.jp/>